

標準旅行業約款（別紙 特別補償規程）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 補償金等の支払い

（当社の支払責任）

- 1 条 当社は、当社が実施する企画旅行に参加する旅行者が、その企画旅行参加中に急激かつ偶然な外來の事故（以下「事故」といいます。）によって身体に傷害を受けたときに、本規約から第4章までの規定により、旅行者は他の法定相続人に死亡補償金、後遺障害補償金、入院見舞金及び通院見舞金（以下「補償金等」といいます。）を支払います。
- 2 前項の場合には、傷害の際にも有効性を失なかつては、吸収され又は撲滅されたりした結果生ずる中止症状をも含みます。ただし、細菌性中毒は含みません。
- （用語の定義）
- 3 この規約において「企画旅行」とは、宿泊旅行業者の募集集客企画旅行契約の部第2条第1項及び説明企画旅行契約の部第2条第1項に記載するものといたします。
- 4 この規約において「企画旅行参加中」とは、旅行者が企画旅行に参加する目的をもって当社があらかじめ定めた料金券等によって購入される企画旅行日程に定める最初の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを開始した時から、最後の運送、宿泊機関等のサービスの提供を受けることを終了したまでの期間をいいます。ただし、旅行者があらかじめ定めた企画旅行の行程から離脱する場合において、離脱及び離脱の予定日時をあらかじめ記した日に出ていたときは、離脱の時から復帰の予定までの間は「企画旅行参加中」とし、また、旅行者が離脱及び復帰の予定時をあらかじめ記した日に届け出ることなく離脱したとき又は離脱の時から復帰の時まで間に離脱の時から復帰の時まで間に離脱したときは、当該旅行参加中とはしません。また、当該企画旅行日程に、旅行者が当社の手続による宿泊見舞金等のサービスの提供を一切受け付けてない日（旅行の標準によります。）が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故によって運送者が被った損害に対するこの規約による補償金及び見舞金の支払いを行わない旨を契約書面に明記した場合は、「企画旅行参加中」とはいたしません。

- 3 前項の「サービスの提供を受けることを開始した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 搭乗員、当社の使用人は代理人を受け取る場合は、その受け取った時
(2) 前号の受け取が行われない場合において、最寄りの運送、宿泊機関等の

イ 駆除機であるときは、駆除の終了又は改札のないときは当該列車乗車時
ロ 船舶であるときは、改札の終了又は改札のないときは当該船舶乗車時

ハ 車両であるときは、改札終了又は改札のないときは当該車両乗車時
ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設への登場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの登場時

4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 搭乗員、当社の使用人は代理人を受け取る場合は、その告げた時
(2) 前号の受け取が行われない場合において、最寄りの運送、宿泊機関等の

イ 航空機であるときは、旅客の搭乗券の完了時
ロ 船舶であるときは、改札の終了又は改札のないときは当該列車乗車時

ハ 車両であるときは、改札終了又は改札のないときは当該車両乗車時
ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設の利用手続終了時とします。

4 第2項の「サービスの提供を受けることを完了した時」とは、次の各号のいずれかの時をいいます。

- (1) 搭乗員、当社の使用人は代理人を受け取る場合は、その告げた時
(2) 前号の受け取が行われない場合において、最寄りの運送、宿泊機関等の

イ 航空機であるときは、改札の終了又は改札のないときは当該列車乗車時

ロ 船舶であるときは、改札の終了又は改札のないときは当該船舶乗車時

ハ 車両であるときは、改札終了又は改札のないときは当該車両乗車時
ホ 宿泊機関等であるときは、当該施設からの登場時

ヘ 宿泊機関以外の施設であるときは、当該施設からの登場時とします。

第2章 補償金等を支払わない場合

（補償金等を支払わない場合－その1）

- 3 第2項 当社は、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しては補償金等を支払いません。

(1) 旅行者の故意。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(2) 死亡補償金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(3) 旅行者の自殺行為。犯行行為又は競争行為。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(4) 旅行者が法令で定めた運送料金を支払ったとしても、又は車内に停めて正座運動ができるないそれが運転状態で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(5) 旅行者が故意に法令に違反する行為を行い、又は法律に違反するサービスの提供を受けている間に生じた事故。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(6) 旅行者の脳梗塞、疾患死。ただし、当該旅行者以外の者が被った傷害については、この限りではありません。

(7) 旅行者の妊娠、出産、自然流産等の外因的手術その他の医療処置。ただし、当社の補償金等を支払う場合には、この限りではありません。

(8) 旅行者の運送又は運送並びに輸送に際しての交通事故。

(9) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他のこれらに類似する事変又は騒動（この規約においては、群衆又は多数の者の集団の行動によって、全国又は一部の地区において著しく平穏がされ、治安維持重大な事態と認められる状態をいいえます）。

(10) 核燃料炉（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若くは核燃料物質によって汚染された物（原子炉の裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有する特性又はそれらの性質による上級事故。

(11) 前 2 号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故。

(12) 第 10 号以下の放射線照射又は放射能汚染

2 当社は、原因のいかんを問わず、頭部頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）又は腰痛で他覚症状のないものに対して、補償金等を支払いません。

（補償金等を支払わない場合－その2）

- 第4条 当社は、国内旅行を主とする企画旅行の場合においては、前条に定めるほか、次の各号に掲げる事由によって生じた傷害に対しても、補償金等を支払いません。

(1) 地震、噴火又は津波

(2) 前号の事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混亂に基づいて生じた事故。

（補償金等を支払わない場合－その3）

- 第5条 当社は、次の各号に掲げる傷害に対しては、各号の行為が当社があらかじめ定めた企画旅行の行程に含まれていれば場合でなければ、補償金等を支払いません。ただし、各号の行為が当該旅行日程に含まれていれば場合でなければ、旅行日程外の企画旅行参加中に、同様の行為によって生じた傷害に対しては、補償金等を支払いません。

(1) 旅行者が別表第1号に定める運送、航空機、競争、興行（いずれも補償金等を含みます。又は試運転（性能試験を目的とする運送又は競争を含みます。））をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとも補償金等を支払いません。

(2) 旅行者が自動車、原動機付自転車又はモーターボートによる競争、競争、興行（いずれも補償金等を含みます。）又は試運転（性能試験を目的とする運送又は競争を含みます。））をしている間に生じた傷害。ただし、自動車又は原動機付自転車を用いて道路によってこれらのことを行っている間に生じた傷害については、企画旅行の旅行日程に含まれていないとも補償金等を支払いません。

(3) 航空運送事業者による路線を利用して運航する航空機（定期便であって不定期便であると聞いています。）の外因的機器が行方不明となつて消失した場合に生じた傷害。

（補償金等を支払わない場合－その4）

- 第5条の2 当社は、旅行者又は死亡補償金を受け取るべき者が次の各号に掲げるいずれかに該当する事由がある場合は、補償金等を支払わないことがあります。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 労働災害、暴力労働災害、暴力目標構成員、暴力問題係業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するど認められること。

(2) 反社会的勢力に対して賃貸等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力を本当に利用していると認められること。

(4) その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

第3章 補償金等の種類及び支払額

（死亡補償金の支払い）

- 6 第6条 当社は、旅行者が第 3 号の傷害を受けたときの直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴をもって回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった障害が治った後のもの）を生じたとき。以下同様とします。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 球筋炎、暴力労働災害、暴力目標構成員、暴力問題係業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当するど認められること。

(2) 反社会的勢力に対して賃貸等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

(3) 反社会的勢力を本当に利用していると認められること。

(4) その他の反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第7条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴をもって回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった障害が治った後のもの）を生じたとき。以下同様とします。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 旅行者が第 6 条の規定により、後遺障害補償金がある場合は、当社は、その各々に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5) (2)に掲げる機能障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第8条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に從事するとき又は通常の生活に堪えないと、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に付する

イ 入院見舞金及び通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5) (2)に掲げる機能障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第9条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴をもって回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった障害が治った後のもの）を生じたとき。以下同様とします。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 旅行者が第 6 条の規定により、後遺障害補償金がある場合は、当社は、その各々に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)、(2)、(3)、(4)及び(5) (2)に掲げる機能障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第10条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴をもって回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった障害が治った後のもの）を生じたとき。以下同様とします。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 旅行者が第 6 条の規定により、後遺障害補償金がある場合は、当社は、その各々に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第11条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に從事するとき又は通常の生活に堪えないと、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に付する

イ 入院見舞金及び通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第12条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴をもって回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった障害が治った後のもの）を生じたとき。以下同様とします。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 旅行者が第 6 条の規定により、後遺障害補償金がある場合は、当社は、その各々に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第13条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、平常の業務に從事するとき又は通常の生活に堪えないと、かつ、入院（医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院又は診療所に入り、常に医師の監視下において治療を専念することをいいます。）した場合は、その日数（以下「入院日数」といいます。）に付する

イ 入院見舞金及び通院見舞金（以下「見舞金等」といいます。）を支払います。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第14条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の結果として、事故の日から 180 日以内に後遺障害（身体に残された特徴をもって回復できない機能の重篤な障害又は身体の一部の欠損で、かつ、その原因になった障害が治った後のもの）を生じたとき。以下同様とします。ただし、その者が死後補償金の一部の受取人である場合は、他の者が受け取るべき金額については、この限りではありません。

(1) 旅行者が第 6 条の規定により、後遺障害補償金がある場合は、当社は、その各々に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

2 旅行者が死後補償金を支払う場合は、当該旅行者の日数から 180 日目における医師の診断の基に付す後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。

3 别表第 2 の各号に付する後遺障害の程度に応じ、かつ、別表第 2 の各号に付する後遺障害補償金の支額を決定します。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金を支払いません。

4 同一事故により 2 人以上の後遺障害が生じた場合は、当社は、その各自に付し前 3 項を適用し、その合計額を支払います。ただし、別表第 2 の(3)、(4)及び(5) (2)に付する後遺障害に至らない場合は、当該旅行者名に付する後遺障害補償金は、補償金額の 0% をもって限度とします。

5 前各項に付し別表第 2 の規定により、後遺障害補償金の額は、旅行者 1 名に対して 1 企画旅行について、補償金額をもって限度とします。

（死亡補償金等の支払い）

- 6 第15条 当社は、旅行者が第 1 号の傷害を受け、その直接の

標準旅行業約款（手配旅行契約等）

観光庁・消費者庁告示第1号（令和2年4月1日から適用）

第1章 総 則

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する手配旅行契約は、この約款の定めるところによります。この約款を定める事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法律に反せば、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （用語の意義）
- 第2条 この約款で「手配旅行契約」とは、当社が旅行者の委託により、旅行者のために代理、運賃又は取扱いすること等により旅行者を運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス（以下「旅行サービス」といいます。）の提供を受けることができる旨による、手配することを目的とする契約をいいます。
- 2 この約款で「国内旅行」とは、本邦内の旅行をいい、「海外旅行」とは、国内旅行以外の旅行をいいます。
- 3 この約款で「旅行代金」は、当社が旅行サービスを手配するために、運賃、宿泊料その他の運送、宿泊機関等に対して支払う費用及び当社所定の旅行業取扱料金（変更手続料金及び渡航手続料金を除く。）をいいます。
- 4 この部で「通信契約」とは、当社が機能するクレジットカード会社（以下「提携会社」といいます。）のカード会員との間で電話、郵便、ファックス、インターネットその他の通信手段による申込を受けた上で、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は、当該債務又は履行されられるべき事由に係る手配旅行契約であって、当社が旅行者に対して有する手配旅行契約に基づく旅行代金等に係る債務又は、当該債務又は履行されられるべき事由に係る手配旅行契約を解除する場合は、旅行者は、当社の定める期までに、当社の定める支払方法により支払うこととし、旅行者又は当社が手配旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日をいいます。

第2章 契約の成立

（契約の申込み）

- 第5条 当社は、善良なる管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当社の債務の履行は終了します。したがって、満員、欠業、条件不適当等の事由により、運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供を受ける約款を締結できなかつた場合であつても、当社がその義務を果たしたときは、旅行者は、当社に対し、当社所定の旅行業取扱料金（以下「旅費料金」といいます。）を支払わなければなりません。通航契約を締結した場合においては、カード利用料金は、当社が運送、宿泊機関等との間で旅行サービスの提供をする契約を締結できなかつた旨、旅行者に通知した日とします。
- （手配旅行者）
- 第4条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、手配の全部又は一部を本邦内又は本邦外の他の旅行業者、手配を兼て行う者その他の補助者に代行させることができます。

第3章 契約の変更及び解消

（契約の変更）

- 第6条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 通信契約を締結しようとする場合であつて、旅行者の有するレジットカードが無効である旨、旅行者が銀行料金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できないとき。
 - (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は組合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (3) 旅行者が、当社に対する暴力的攻撃行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
 - (4) 旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
 - (5) その他当社の業務上の都合があるとき。
- （契約の成立時刻）
- 第7条 手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し、第5条第1項の申込金を受理した時に成立するものとします。
- 2 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が第5条第2項の申込みを承諾する旨の通知が旅行者に到達した時に成立するものとします。
- （契約の特則）
- 第8条 当社は、第5条第1項の規定にかかわらず、書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく、契約の締結の承諾のみにより手配旅行契約を成立させることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約の成立時期は、前項の書面において明らかにします。
- （乗車券及び宿泊券等の特則）
- 第9条 当社は、第5条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする手配旅行契約であつて旅行代金と引換に当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- （契約の変更）
- 第10条 当社は、手配旅行契約の成立後速やかに、旅行者に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の費用に関する事項を記載した書面（以下「契約書面」といいます。）を交付します。ただし、当社が手配するすべての旅行サービスについて乗車券券、宿泊券その他の旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するときは、当該契約書面を交付しないことがあります。
- 2 前項の場合において、手配旅行契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- （情報技術の技術を利用する方法）
- 第11条 通常は、あらじめ旅行者の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときに旅行者に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用して方により該書面に記載すべき事項（以下この章において「記載事項」といいます。）を提供したときは、旅行者の使用する通信機器に備えられたファイルに記載事項が記載されたことを確認します。
- 2 前項の場合において、旅行者の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当社が使用する通信機器に備えられたファイル（専ら当社旅行業者用に作成するものに限ります。）に記載事項を記録し、旅行者が記載事項を閲覧したことを確認します。

第3章 契約の変更及び解消

（契約内容の変更）

- 第12条 旅行者は、当社に対し、旅行日程、旅行サービスの内容その他の手配旅行契約の内容を変更するよう求めることができます。この場合において、当社は、可能な限り旅行者の求めに応じます。
- 2 前項の旅行者の求めに応じて手配旅行契約の内容を変更する場合、旅行者は、既に完了した手配を取り消す間に運送、宿泊機関等に支払うべき取消料、違約料その他の手配の変更に要する手配料を負担するほか、当社に対し、当社所定の変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該手配旅行契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少は旅行者に負担するものとします。
- （旅行による任務解消）
- 第13条 旅行者は、いつでも手配旅行契約の全部又は一部を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約を解除されたときは、旅行者は、いまが提供を受けていた旅行サービスの対象として、又はいま提供を受けていた旅行サービスに係る取消料、違約料その他の運送、宿泊機関等に対する支払い、又はこれか支払う費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手続料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
- （旅行の責に帰すべき事由による解消）
- 第14条 当社は、次に掲げる場合において、手配旅行契約を解除することができます。
- (1) 旅行者が所定の期日までに旅行代金を支払わないとき。
 - (2) 通信契約を締結した場合であつて、旅行者の有するレジットカードが無効になる等、旅行者が銀行料金等に係る債務の一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従つて決済できなくなつたとき。
 - (3) 旅行者が第2条から第4条までのいずれかに該当するとき。
 - (4) 旅行者が第2条から第4条までのいずれかに該当するとき。

- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
- （当社の責に帰すべき事由による解消）
- 第15条 旅行者は、当社の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能になったときは、手配旅行契約を解除することができます。
- 2 前項の規定に基づいて手配旅行契約が解除されたときは、当社は、旅行者が既にその提供を受けた旅行サービスの対象として、運送、宿泊機関等に対して既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を負担するほか、当社に対し、当社所定の取消手續料金及び当社が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。
- 3 前項の規定は、旅行者の当社に対する損害賠償請求の権利を妨げるものではありません。

第4章 旅行代金

（旅行代金）

- 第16条 旅行者は、旅行開始前の当社が定める期間までに、当社に対し、旅行代金を支払わ

なければなりません。

- 2 通信契約を締結したときは、当社は、提携会社のカードにより所定の伝票への旅行者の署名として旅行代金の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、当社が確定した旅行サービスの料金を旅行者に通知した日とします。
- 3 当社は、旅行開始前にいて、運送、宿泊機関等の運賃、料金の改訂、為替相場の変動その他の事由により旅行代金の変動を生じた場合は、当該旅行代金を変更することがあります。
- 4 前項の場合において、旅行代金の増加又は減少は、旅行者に帰属するものとします。
- 5 当社は、旅行者に通信契約を締結した場合であつて、3章又は第4章の規定により旅行者が負担すべき費用等に記したときは、当社は、提携会社のカードへの伝票への旅行者の署名を名として該費用の支払いを受けます。この場合において、カード利用日は、旅行者が当社に支払すべき費用の額又は当社が旅行者に払い戻すべき額を、当社が旅行者に支払った日とします。ただし、第4条第1項第2号の規定により当社が手配旅行契約を解除した場合は、旅行者は、当社の定める期までに、当社の定める支払方法により、旅行者が当社に支払うべき費用等を支払わなければなりません。
- （旅行代金の精算）
- 第17条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送、宿泊機関等に対して支払った費用並びに運送機関等の負担にかかる料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅費料金として既に受取った金額が合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第9項に定めたとおり運送機関等に旅行代金の精算を行います。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に受取った金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に受取った金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第5章 団体・グループ手配

（団体・グループ手配）

- 第18条 当社は、当社が旅行サービスを手配するために、運送、宿泊機関等に対して支払った費用並びに運送機関等の負担にかかる料金（以下「精算旅行代金」といいます。）と旅費料金として既に受取った金額が合致しない場合において、旅行終了後、次項及び第9項に定めたとおり運送機関等に旅行代金の精算を行います。
- 2 精算旅行代金が旅行代金として既に受取った金額を超えるときは、旅行者は、当社に対し、その差額を支払わなければなりません。
- 3 精算旅行代金が旅行代金として既に受取った金額に満たないときは、当社は、旅行者にその差額を払い戻します。

第6章 責 態

（当社の責任）

- 第23条 当社は、手配旅行契約の履行に当たって、当社又は当社が第4条の規定に基づいて手配を行った者（以下「手配代行人」といいます。）が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負います。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社が手配代行人に通知があったときに限ります。
- 2 前項の規定に基づき申込金の支払いを受けることなく手配旅行契約の締結する場合には、当社は、契約責任者にその旨を記載した書面を交付するものとし、手配旅行契約は、当社が該書面に交付した時に成立するものとします。
- （構成員の変更）
- 第21条 当社は、契約責任者から構成員の変更の申出があったときは、可能な限りこれに応じます。
- 2 前項の変更によって生じる旅行代金の増加又は減少及び当該変更に要する費用は、構成者に負担するものとします。
- （添乗サービス）
- 第22条 当社は、契約責任者からの求めにより、団体・グループに添乗員を同行させ、添乗サービスを提供することがあります。
- 2 添乗員が行う添乗サービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ行動を行なうため必要な業務とします。
- 3 添乗員が添乗サービスを提供する時間帯は、原則として、8時から20時までとします。
- 4 当社が添乗サービスを提供するときは、契約責任者は、当社に対し、所定の添乗サービス料を支払わなければなりません。

第7章 弁済業務保証金（旅行業協会の保証社員である場合）

（弁済業務保証金）

- 第25条 当社は、一般社団法人全国旅行業協会（東京都港区赤坂4丁目2番19号赤坂シティタワー11F）の保証社員となっております。
- 2 当社と並び旅行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に際して、当社が手配代行人に負担して通知があったときに限ります。
- 2 旅行者たる天災地獄、戦乱、暴動、遅延、宿泊機関等の運送サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行人の手配に係る運送機関等の運送サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行人の手配に係る運送機関等の運送サービス提供の中止、官公署の命令その他の反社会的勢力であると認められるとき。
- 3 旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
- 4 当社が手配旅行契約により運送機関等の運送サービス提供者に申し出なければなりません。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する旅行相談契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社法令に定めず、かつ、旅行者に不適にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （渡航手続代行契約の定義）
- 第2条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ること約定する旅行者との間で締結する契約をいいます。
- 2 渡航手続代行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に際して、当社が手配代行人に負担して通知があったときに限ります。
- 3 当社は、渡航手続代行料金から当社が手配代行人に負担する料金を差し引いた額を、当社が手配代行人に負担する料金を差し引いた額とします。
- 4 当社は、当社が手配代行人に負担する料金を差し引いた額とします。

標準旅行業約款（渡航手続代行契約）

（適用範囲）

- 第1条 当社が旅行者との間で締結する渡航手続代行契約は、この約款の定めるところによります。この約款に定めない事項については、法令又は一般に確立された慣習によります。
- 2 当社が法令に反せず、かつ、旅行者の不利にならない範囲で書面により特約を結んだときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先します。
- （渡航手続代行契約の定義）
- 第2条 当社が渡航手続代行契約を締結する旅行者は、当社と暮ら会集企画旅行契約、受注型旅行契約を締結した旅行者又は当社が受託している他の旅行業者の暮ら会集企画旅行について当社が代理して契約を締結した旅行者とします。
- （渡航手続代行契約の定義）
- 第3条 この約款で「渡航手続代行契約」とは、当社が渡航手続の代行に対する旅行業務取扱料金（以下「渡航手続代行料金」といいます。）を受取ること約定する旅行者との間で締結する契約をいいます。
- 2 渡航手続代行契約を締結した旅行者又は構成者は、その取引によって生じた債権に際して、当社が手配代行人に負担して通知があったときに限ります。
- 3 当社は、前項の規定にかかわらず、その他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承諾した時に成立するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 旅行者が旅行の計画を作成するため必要な措置
 - (2) 旅行の作成
 - (3) 新規に必要な経費の見積り
 - (4) 旅行地及び運送、宿泊機関等に関する情報提供
 - (5) その他旅行に必要な助言及び情報提供
- （契約の成立）
- 第3条 当社と旅行相談契約を締結するときは、当社に提出した申込書を記入して提出するものとします。
- 2 旅行相談契約は、当社が契約の締結を承認して通知があったときに成立するものとします。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、申込書の提出を受けることなく電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手段による旅行相談契約の申込みを受け付けることがあります。この場合において、旅行相談契約は、当社が契約の締結を承認した時に成立するものとします。
- 4 当社は、次に掲げる場合において、旅行相談契約の締結に応じないことがあります。
- (1) 旅行者の旅行の内容が序文に違反し、若しくは旅行地において施行されている法令に違反するおそれがあるものであるとき。
 - (2) 旅行者が、暴力団員、暴力団構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は組合屋等その他の反社会的勢力であると認められるとき。
 - (3) 旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
 - (4) 旅行者が、風説を流布し、偽証を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行つたとき。
 - (5) その他当社の業務上の都合があるとき。
- （相談料金）
- 第4条 当社が第2条に掲げる業務を行つたときは、旅行者は、当社に対し、当社が定める期日までに、当社所定の相談料金を支払わなければなりません。
- （契約の解除）
- 第5条 当社は、旅行者が第3条第4項第2号から第4号までのいずれかに該当することが判明したときは、旅行相談契約を解除することができます。
- （当社の責任）
- 第6条 当社は、旅行相談契約の履行に当たって、当社が故意又は過失により旅行者に損害を与えたときは、その損害を賠償する責任に任じます。ただし、損害発生の翌日から起算して6月以内に当社に対し通知があつたときに限ります。
- 2 当社は、当社が作成した旅行の計画に記載した運送、宿泊機関等について、実際に手配が可能であることを保証するものではありません。したがつて、満員等の事由により、運送、宿泊機関等との間で当該機関が提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供をする契約を締結できなかつたとしても、当社はその責任を負うものではありません。

一般社団法人 全国旅行業協会 保証社員

- 中国観光株式会社
大阪府知事旅行業登録第3-974号
533-0033
大阪府大阪市東淀川区東中島2-8-8
TEL:06-6322-7000 FAX:06-6325-0123